

## 草野球



高校野球部のOB会で野球チームを結成し、試合をしてきました。

野球をやるのは5年振りくらいでしたが、なんとかヒットを打つことができました。

ですが、日頃から運動をしていないため、翌日から筋肉痛がしばらく続きました。暖かくなって野球シーズンが到来したときには、それなりに動けるようになっていたので冬の間にジョギングでもしておこうと思います。

また、キャッチボールでは墨間（約27m）を投げるのも一苦勞でしたので、肩回りの筋肉もなんとかしようと思っています。…と思うのは簡単ですが、これを行動に移すのは本当に難しそうです。

なお、私の背番号37は、愛する妻の名前が由来となっています。ちゃんと妻にも許可を取りました。

## 二回試験

司法試験合格後、法律家になるために1年間の研修が行われます。司法修習というやつです。

そして、その研修の最後に行われる試験に合格しなければ弁護士、裁判官、検察官になれません。

正式名称はちゃんとあるみたいですが、司法試験が一回目なので、二回試験と呼ばれています。

1科目8時間の試験が5科目続くので、法的思考だけでなく体力も相当要求されます。

## 保釈

最近、刑事事件を受任することが多く、その際に保釈請求を行うこともあります。

保釈は起訴された後に請求することができます。事件内容を自白していれば比較的スムーズに保釈が認められ、あとは保釈保証金を用意できるかどうか勝負です。最低でも150~200万円くらいは必要です。お金が用意できないのであれば保釈請求自体を断念します。

何らかの理由で保釈を急ぐ場合には、勾留満期日の夕方に、予め作成しておいた保釈請求書を持参して裁判所に待機することになります。そして、検察官が起訴状を提出したら、すかさず保釈請求書を行います。夕方の遅い時間ですので、翌日の朝一で保釈請求するのとたいした違いはないのですが、裁判所には「急いでる感」が伝わります。

他方、事件内容を否認している場合には保釈が認められる可能性は低いです。裁判所は、罪証隠滅や証人威迫、逃亡のおそれなどを理由に保釈請求を拒んできます。10月のニュースレターにも記載した「人質司法」というやつです。

## 取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手2-10-15 ナガタニビル5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00~18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

## 弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設